

# 平成26年度 東京都立南葛飾高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月29日

校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 個々の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚を持ち、指導力を向上させて的確な対応するとともに、学校全体による組織的な対応を必ず行う。
- (2) 生徒からの声を確実に受け止め、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、生徒を組織的に守り通す取組を徹底して行う。
- (3) 学校は、いじめを見て見ぬふりせず、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒からの発信を促し、声を上げられる学校づくりをする。
- (4) 学校は、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との緊密な連携を図る。

## 2 学校及び教職員の責務

南葛飾高等学校及び本校の教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行い、いじめ問題に組織的に取り組むことを目的とする。

#### イ 所掌事項

- 学校におけるいじめの防止について検討する。
- 学校におけるいじめの早期発見について検討する。
- 学校におけるいじめへの対処に関する措置を検討する。
- 学校におけるいじめに関係する機関や専門家等との連携調整を行う。
- 学校におけるいじめに関する事例検討会や研修を主催する。

#### ウ 会議

年3回開催される学校運営連絡協議会での協議を通じて、学校関係者間で情報を共有する。また、緊急の事態が発生した場合は、臨時で会議を招集する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生徒指導部教諭、特別支援教育担当教諭、人権教育担当教諭、スクールカウンセラーで構成する。

\* 検討事項によって当該担任・学年主任・分掌主任を加える。

### (2) 学校サポートチーム

## ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

## イ 所掌事項

- 学校におけるいじめの防止について検討する。
- 学校におけるいじめの早期発見について検討する。
- 学校におけるいじめへの対処に関する措置を検討する。
- 学校におけるいじめに関係する機関や専門家等との連携調整を行う。

## ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

## エ 委員構成

校長、副校長、生徒指導部主任、保護者代表、江戸川少年センター職員、葛飾警察署スクールサポーター、足立児童相談所職員、スクールカウンセラー、その他 校長が必要と認める者

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、HR活動や総合的な学習の時間を中心として全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

ウ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

エ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行い、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

オ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

### (2) 早期発見のための取組

ア 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

・年3回の面接週間を通して、学級担任による生徒からの聴き取り調査を行う。

・第1学年のスクールカウンセラーによる全員面接をはじめ、スクールカウンセラーの教育相談を有効に活用する。

イ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対するいじめアンケート調査を年2回実施する。

ウ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

エ 相談、通報のあった事案は「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努め、解決にあたる。

オ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

カ 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護

者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等の必要な啓発活動を行う。

### **(3) 早期対応のための取組**

#### **ア 把握した情報に基づく対応方針**

いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主任、副校長を經由して校長に報告する。

(対応)・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

#### **イ 被害の生徒の安全確保とケアの方策**

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

(対応)・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒に対し、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる場合がある。

#### **ウ 加害の生徒に同調的な生徒に対する指導等の方策**

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

(対応)・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

#### **エ 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時の方策**

所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

(対応)・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、都教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### **オ ネット上の不適切な書き込み等への方策**

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(対応)・必要に応じて、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

### **(4) 重大事態への対処**

#### **ア 重大事態とは**

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、都教育委員会に迅速に報告する。

#### ウ 重大事態の調査

- 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえるようにする。

### 5 教職員研修計画

- (1) 学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に実行できるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。
- (2) 都教育委員会が実施する若手教員や10年経験者、20年程度の経験者を対象とした研修や管理職や主幹教諭等の職層に応じた研修を受講させる。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職に対しては、危機管理研修を受講する。

### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便り・学年便り・学級通信などの発行によりいじめ防止の啓発に努め、また、保護者会等を活用して保護者との連携の強化に努め、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
- (2) 年度当初から教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- (3) 年度当初にスクールカウンセラーを保護者へ紹介する。

### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校は、早期に都教育委員会へ報告し、情報を共有し、当該情報の内容に応じて、臨床心理士等の心理職や指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校への支援を要請する。
- (2) 学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

### 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会で策定する学校評価アンケートに、いじめ防止などへの学校の取組みに関する質問項目を設け、取組に関する学校評価を実施する。
- (2) 学校評価アンケートの結果を踏まえ、学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームで分析し、基本方針の改善を図る。